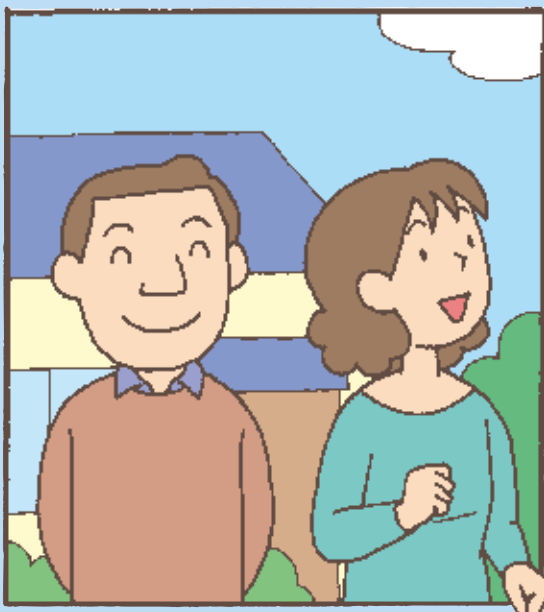
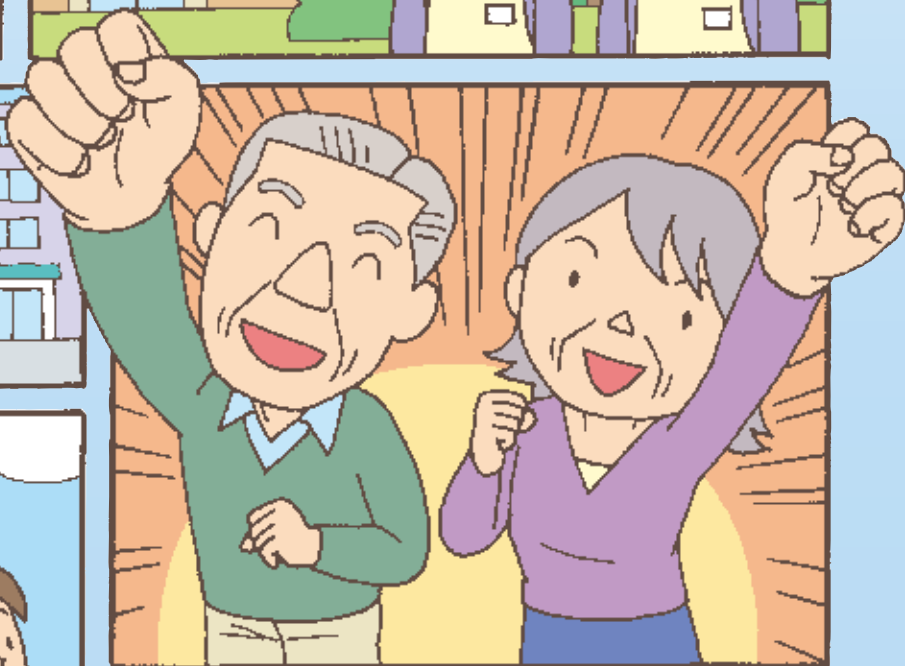


あんしん

介護保険

くらしをささえる制度があります！



厚 木 市



令和8年度介護保険制度のおもな変更点

令和8年4月から

- 介護保険料の所得段階について、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

令和8年8月から

- 高額介護サービス費等と特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の一部が変わる予定です
- 介護保険施設を利用したときの基準費用額と負担限度額が一部変わる予定です



もくじ

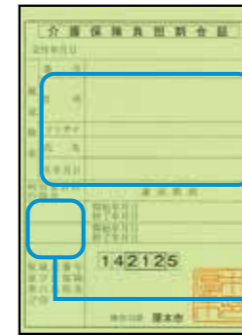
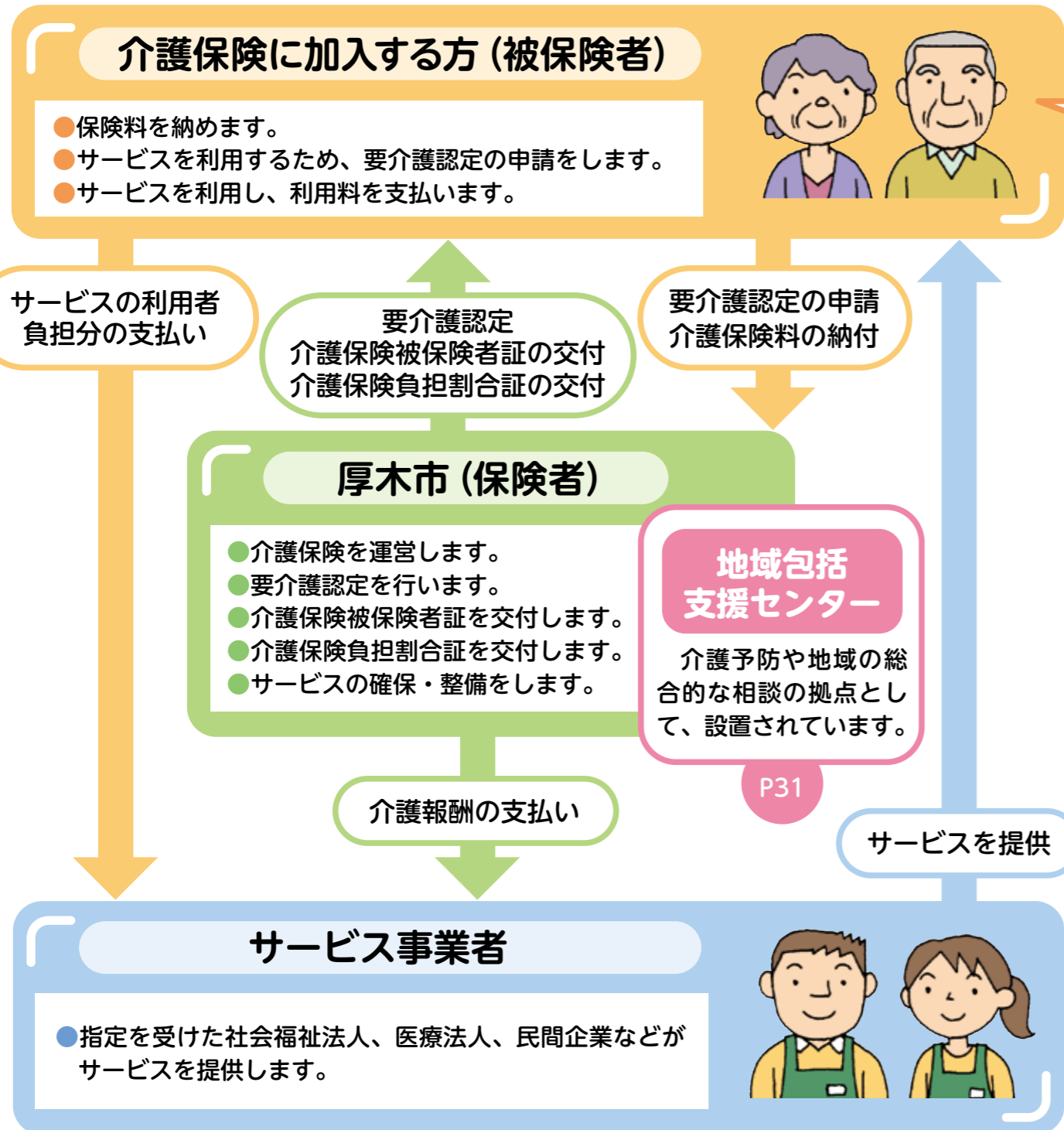
*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険のしくみ 介護保険のしくみについて知りましょう	4
介護保険料 介護保険はみなさんが納める保険料を 財源としています	6
要介護認定 まずは地域包括支援センターや 市の担当窓口にご相談しましょう	10
ケアプラン ケアプラン・介護予防ケアプランを 作成します	12
利用者の負担 サービスにかかった費用の 一部を負担します	14
介護サービス（要介護1～5） 介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）	16
施設サービス（要介護1～5） 介護保険で利用できるサービス 施設サービス	20
介護予防サービス（要支援1・2） 介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス	22
地域密着型サービス 介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス	25
生活環境を整えるサービス 介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス	28
地域包括ケアシステム 介護や医療、福祉などが連携してサポート （地域包括ケアシステム）	30
介護予防・日常生活支援総合事業 「介護予防・日常生活支援総合事業」を 利用しましょう！	32
高齢者福祉サービス	36
介護職人材確保支援事業	38

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、市が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険負担割合証

介護保険で認定を受けた方には一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1～3割）が記載されています。サービスを利用するときは保険証といっしょに提示してください。

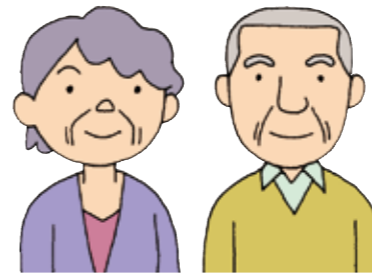
住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1～3割）が記載されています

40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

65歳以上の方



第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

※65歳以上の方で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、市への届け出が必要です。示談前に市の担当窓口へご連絡ください。

40～64歳の方



（医療保険に加入している方） 第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病

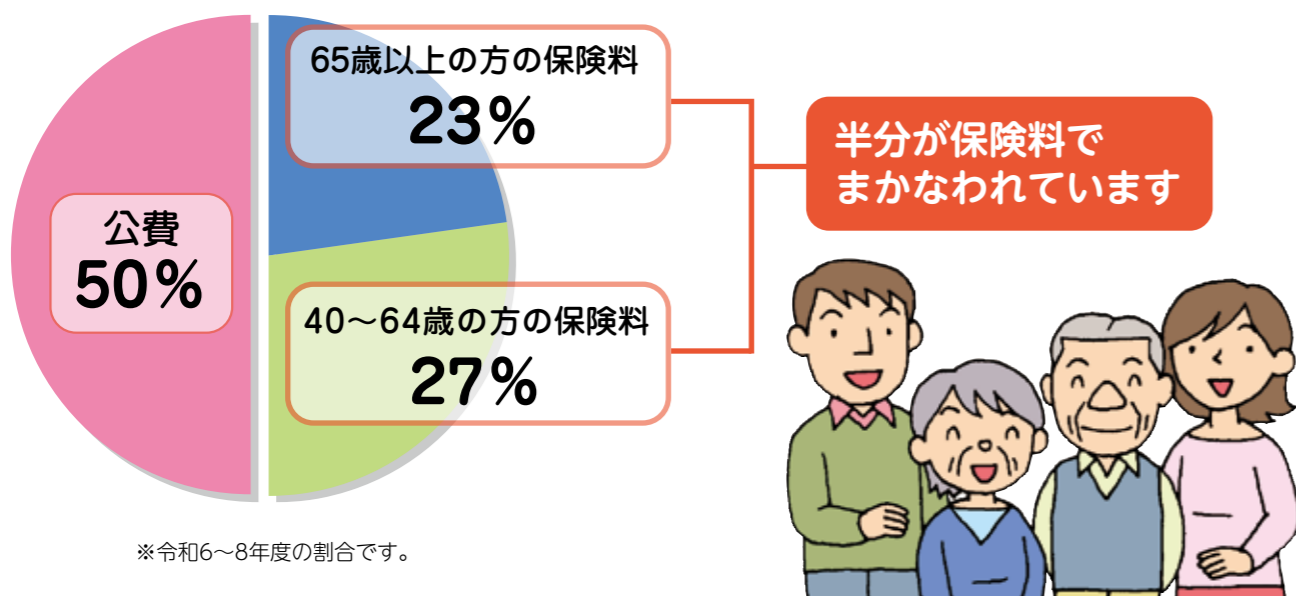
- **がん**
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **脊髄小脳変性症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **脊柱管狭窄症**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**
- **関節リウマチ**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**



介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上の方が納めている介護保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



保険料を滞納していると

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が引きあげられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなるときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに介護福祉課までご相談ください。

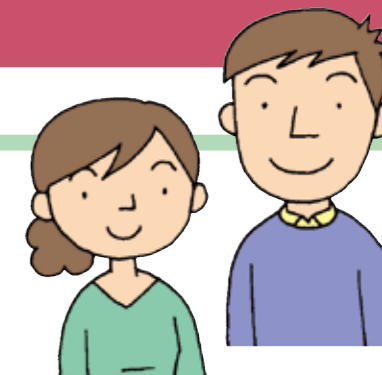
40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

◆国民健康保険に加入している方は

決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

=

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第2号被保険者の数に応じて計算

+

平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

医療保険分と後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

◆職場の医療保険に加入している方は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

=

給与および賞与

×

介護保険料率

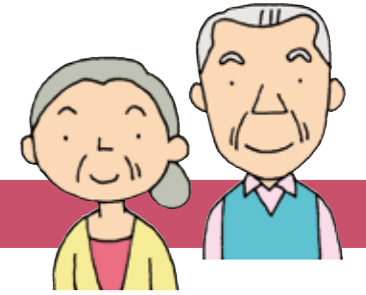
※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金を合わせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料（令和6～8年度）



保険料の決め方

決め方

保険料は基準額をもとに所得段階別に決められます。



基準額
(年額)

$$\text{基準額} = \frac{\text{市で介護保険給付にかかる費用 (利用者負担分を除く)} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)}}{\text{市の65歳以上の人数}}$$

所得段階	対象者	令和6～8年度	
		保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を利用されている方 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方	基準額×0.27	20,085円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82万6,500円を超え120万円以下の方	基準額×0.435	32,359円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	50,956円
第4段階	●本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方	基準額×0.90	66,950円
第5段階	●本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82万6,500円を超える方	基準額×1.00	74,388円 (基準額)
第6段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	89,266円
第7段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額×1.30	96,705円
第8段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の方	基準額×1.40	104,144円
第9段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満の方	基準額×1.60	119,021円
第10段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満の方	基準額×1.70	126,460円
第11段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.95	145,057円
第12段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×2.05	152,496円
第13段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.20	163,654円
第14段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.35	174,812円
第15段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.40	178,532円
第16段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.55	189,690円
第17段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.70	200,848円
第18段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×2.95	219,445円

※公的年金等の収入金額とは、国民年金、厚生年金など課税対象となる年金収入の合計額で、遺族年金、障害年金などは含まれません。
 ※介護保険における「合計所得金額」は、収入から必要経費の相当額を控除した合計をいい、基礎、社会保険料、扶養、医療費等の所得控除をする前の金額となります。土地・建物の売却に係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した金額を用います。第1～5段階は、「合計所得金額」から、公的年金所得を控除した額を用い、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。なお、令和8年度介護保険料に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の方は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。
 ※第1～2段階及び第4～5段階の対象者欄における「82万6,500円」は、令和6年度は「80万円」、令和7年度は「80万9千円」と読み替えてください。

保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方

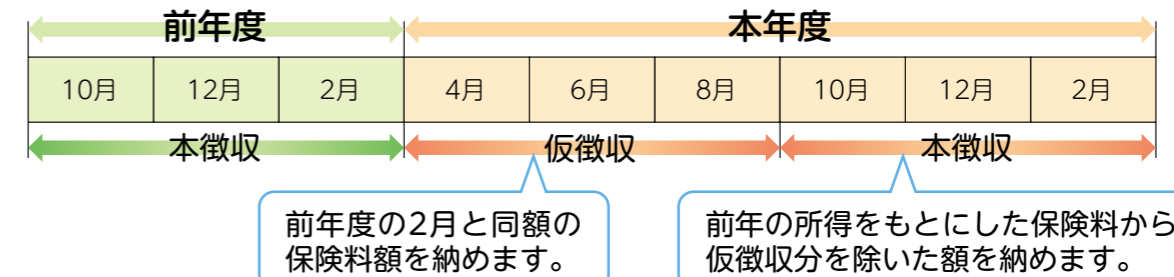
特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

●老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金と、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

特別徴収の方は……

●前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は原則として前年度の2月と同額の保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（本徴収）。



年金が年額18万円未満の方

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を市に個別に納めます。

●市が送付する納付書を持って、市指定の金融機関・コンビニエンスストア・ペイジー等で納付します。

普通徴収の方は……

口座振替

が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳の届け出印）

これらを持って市指定の金融機関で手続きをしてください

●年度途中で、65歳になった方や、他の市区町村から転入された方は、翌年度以降特別徴収へ切り替えられます。

まずは地域包括支援センターや市の担当窓口にご相談しましょう



1 窓口にご相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センターや市の担当窓口にご相談しましょう。必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、窓口で基本チェックリストを受けます。基本チェックリストの結果により、利用できるサービスが異なります。また、基本チェックリストを受けた後でも、介護や支援が必要と思われるなどの場合は、要介護（要支援）認定の申請をご案内します。

くわしくはP32

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は…

② 市の窓口にて要介護（要支援）認定の申請をします

2 要介護（要支援）認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する方は、市の窓口にて認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、主治医名などの記入が必要です）
- 介護保険被保険者証

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。くわしくは市の窓口にお問い合わせください。

3 認定調査が行われます

認定調査

市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

4 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。介護サービスが利用できます。
※一部のサービス・活動事業を利用できる場合があります。

P16

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「サービス・活動事業」が利用できます。

P22

非該当

基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「サービス・活動事業」が利用できません（事業対象者）。
また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P32

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規・変更の場合は原則6か月（12か月まで延長可）、更新認定の場合は原則12か月（48か月まで延長可）です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、有効期間満了日の60日前から受け付けます。



ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

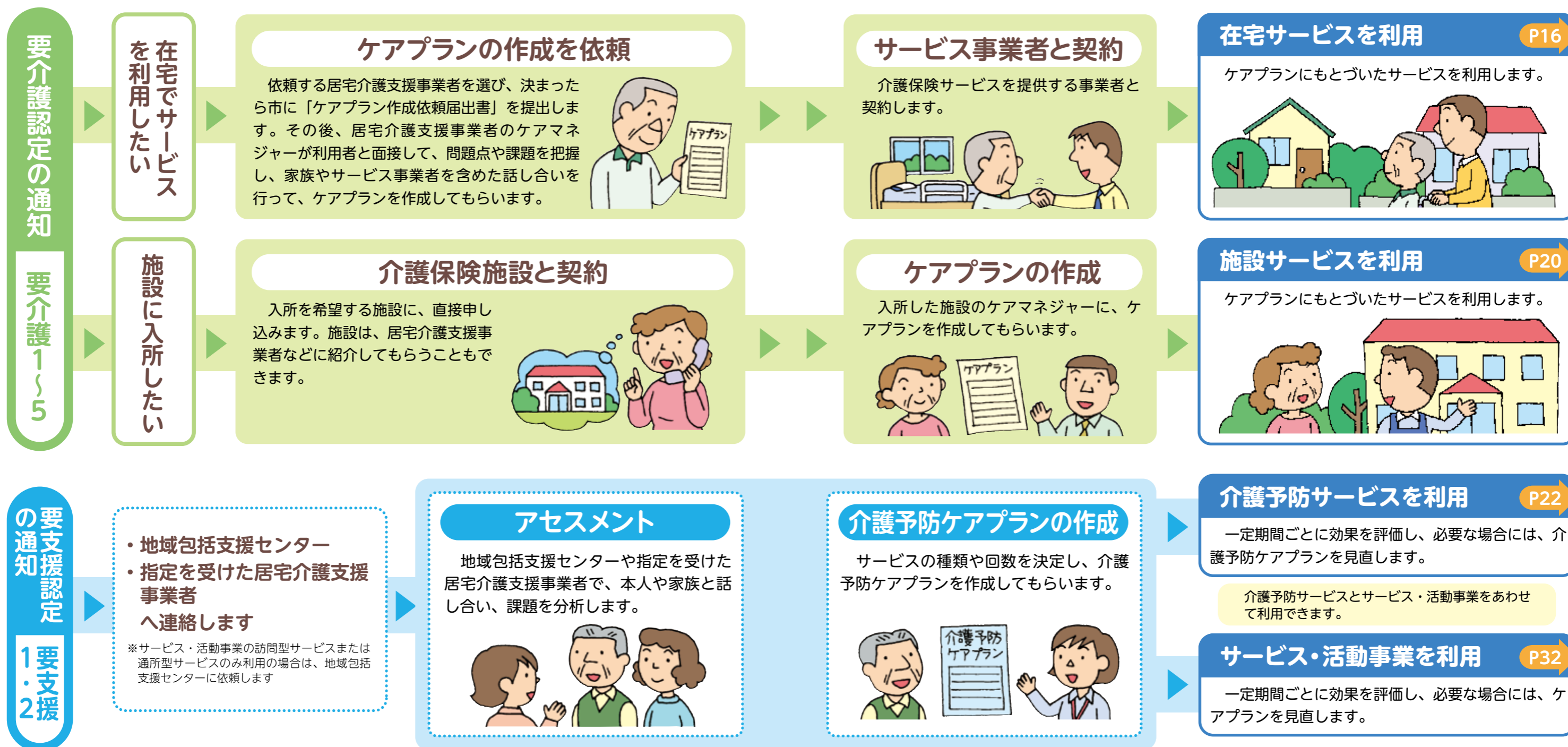
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。



■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。





サービスにかかった費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割、または3割をサービス事業者に支払います。

3割負担になる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方

2割負担になる方

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の方

上記に該当しない方は、1割負担になります

住民税非課税の方、生活保護を利用されている方、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担

介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた方などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

おもな在宅サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

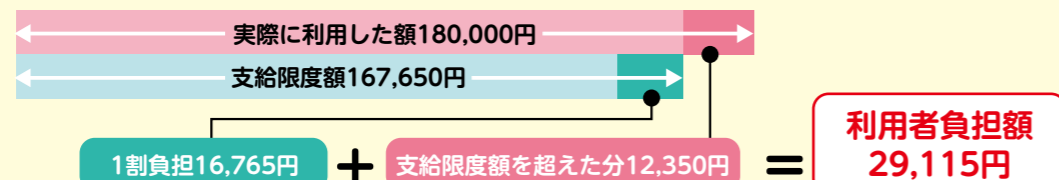
※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の方のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防居宅療養管理指導 ● 介護予防特定施設入居者生活介護 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護 ● 特定介護予防福祉用具販売 ● 介護予防住宅改修費支給
要介護1～5の方のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅療養管理指導 ● 特定施設入居者生活介護 ● 認知症対応型共同生活介護 ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ● 特定福祉用具販売 ● 住宅改修費支給

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります。

例 要介護1の方が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。対象となる場合は、市から「高額介護サービス費等支給申請書」を送付します。

◆利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
● 年収約1,160万円以上	140,100円
● 年収約770万円以上 約1,160万円未満	93,000円
● 年収約383万円以上 約770万円未満	44,400円
● 一般	44,400円
● 住民税世帯非課税等	24,600円
● 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万9千円以下*の方 ● 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
● 生活保護の利用者 ● 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の利用者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

* 令和8年8月から 82万6,500円以下に変わる予定です。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円	31万円
		低所得者I*	19万円	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

● 支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

要介護1~5の方が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護サービス (在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事や入浴の介助などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●おもなサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円
通院等のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

※移送にかかる費用は別途負担が必要です。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



- 理学療法士：立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
- 作業療法士：さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
- 言語聴覚士：言葉や発声、聴覚の障害がある方に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。

●利用者負担のめやす

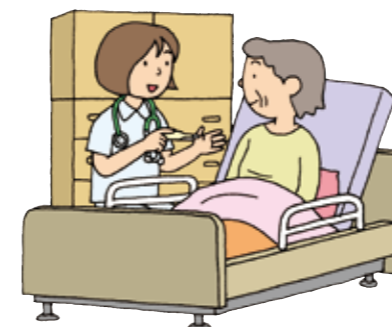
1回*	308円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などが疾患などを抱えている方の居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な方の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす 単一建物居住者1人に対して行う場合

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含む。
※食費、日常生活費は別途必要になります。

特定施設に入居している方が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※日常生活費は別途必要になります。



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)
介護老人福祉施設・併設型の施設の場合

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室については、P.20をご覧ください。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)
介護老人保健施設の場合

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

施設で生活しながら介護を受けられるサービスです



介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の方は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の方も原則として新規入所できません）。

日常生活の支援をしてほしい

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

●新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

介護やリハビリを受けたい

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

医療と介護を一体的に受けたい

介護医療院

長期の療養を必要とする方のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
 - 多床室…ユニットを構成しない相部屋
 - ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室
 - ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間があるユニットを構成する個室
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の利用者負担の割合分（P.14参照）に加えて、居住費等、食費、日常生活費を施設に支払います。



居住費等の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

●基準費用額：施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

- 居住費等……ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円、従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 1,231円）、多床室 437円、697円*（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 915円）
*介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合は697円です（ショートステイ利用時も同様）。
- 食費……1,445円【1,545円】令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わる予定です。

低所得の方は居住費等と食費が軽減されます

低所得の方が経済的な理由で施設利用が困難とならないよう、申請して認められた場合は「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額*は「特定入所者介護（予防）サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

●負担限度額（1日あたり）

令和8年8月から 居住費等、食費が【 】内の金額に変わる予定です。

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第3段階②	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 (880円) 【1,470円】 【980円】	430円 【530円*2】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

- ※1 令和8年8月から 第2段階が「82万6,500円以下」に、第3段階①が「82万6,500円超120万円以下」に変わる予定です。
- ※2 介護老人福祉施設と、介護老人保健施設および介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の金額です（ショートステイ利用時も同様）。

- （ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
- 次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。
 - ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
 - ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合
- 第2号被保険者（65歳未満）の方は、段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下となります。



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業も利用できます。

くわしくはP32

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

- 理学療法士：立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
- 作業療法士：さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
- 言語聴覚士：言葉や発声、聴覚の障害がある方に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。



●利用者負担のめやす

1回※	298円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている方へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合（30分未満）	451円
病院または診療所からの訪問の場合（30分未満）	382円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。



介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす
単一建物居住者1人に対して行う場合

医師が行う場合（月2回まで）	515円
----------------	------



施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせたサービスも提供します。

●利用者負担のめやす（1か月につき）
共通的服务

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

選択的サービス

栄養改善	200円
口腔機能向上（I）	150円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

介護予防通所リハビリテーションでは、利用者の目標に応じて次のサービスなどを組み合わせて利用することもできます。

栄養改善 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

特定施設に入居している方が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす〈1日あたり〉

要支援1	183円
要支援2	313円

※日常生活費は別途必要になります。



短期間施設に入所して利用するサービス

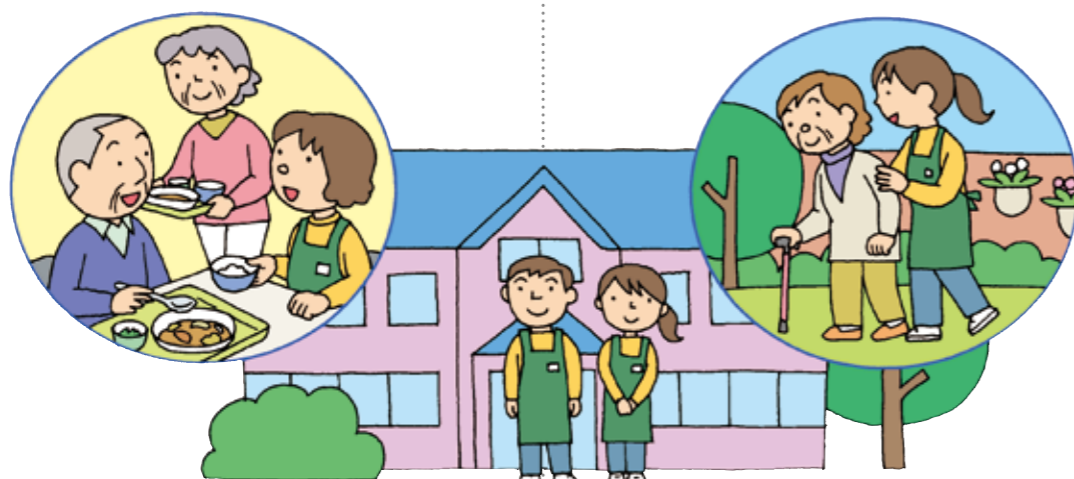
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす〈1日あたり〉
介護老人福祉施設・併設型の施設の場合

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

●利用者負担のめやす〈1日あたり〉
介護老人保健施設の場合

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室の多床室については、P.20をご覧ください。

地域の特性に応じたサービスもあります



介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円



小規模な施設サービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。



要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす〈1日につき〉

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護2	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円

要支援1・2の方は利用できません

●新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。

認知症の方を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の方へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満の場合〉
単独型を利用する場合

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の方が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の方は利用できません

●利用者負担のめやす〈1日につき〉
ユニット数1の場合

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス (I)	567円/回

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉
介護、看護一体型事業所の場合

◆訪問介護のみを利用

要介護1	5,446円
要介護2	9,720円
要介護3	16,140円
要介護4	20,417円
要介護5	24,692円

◆訪問介護と訪問看護を利用

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

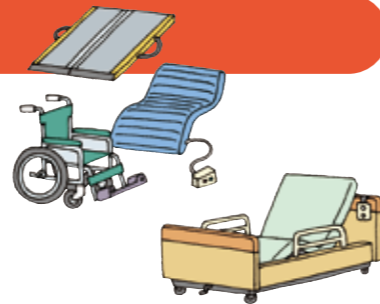
【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を、レンタル費用の一部を負担して利用できます。

※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。



- | | | | | |
|--------------------|---------------------|-------------------------|---------------|-------------------------|
| ① 車いす | ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑦ 手すり（工事をと
もなわないもの） | ⑨ 歩行器 | ⑫ 移動用リフト（つり
具の部分を除く） |
| ② 車いす付属品（電動補助装置など） | ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑧ スロープ（工事をと
もなわないもの） | ⑩ 歩行補助つえ | |
| ③ 特殊寝台 | ⑥ 体位変換器 | | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
- ①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は利用できません。⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。

- 固定用スロープ ● 歩行器（歩行車を除く） ● 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

◆利用者負担について

- レンタル費用の利用者負担の割合分（P.14参照）です。支給限度額が適用されます。
- 用具の種類や事業者により金額は変わります。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

福祉用具を購入する

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、県の指定を受けた事業者から購入したとき、後日購入費が支給されます。

申請が必要です

◆利用者負担について

- 購入日が属する年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に利用者負担の割合分（P.14参照）を除いた金額が支給されます。
- 県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 簡易浴槽 |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 |
| ③ 入浴補助用具 | ⑥ 排泄予測支援機器 |

福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。

- 固定用スロープ ● 歩行器（歩行車を除く） ● 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

小規模な住宅改修

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

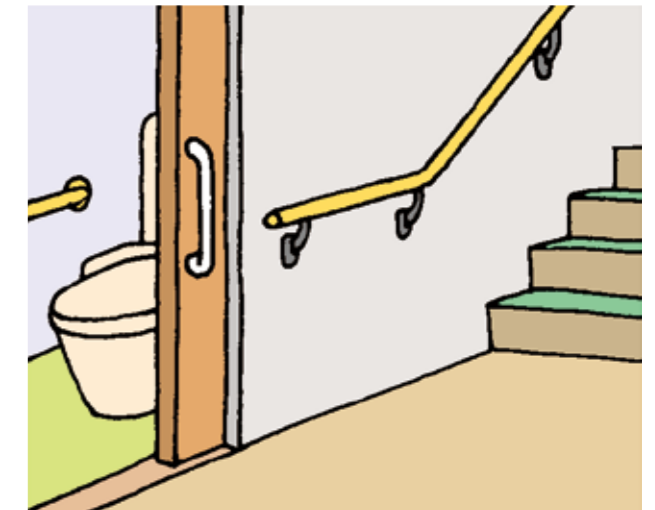
事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。利用には事前の申請が必要です。

介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

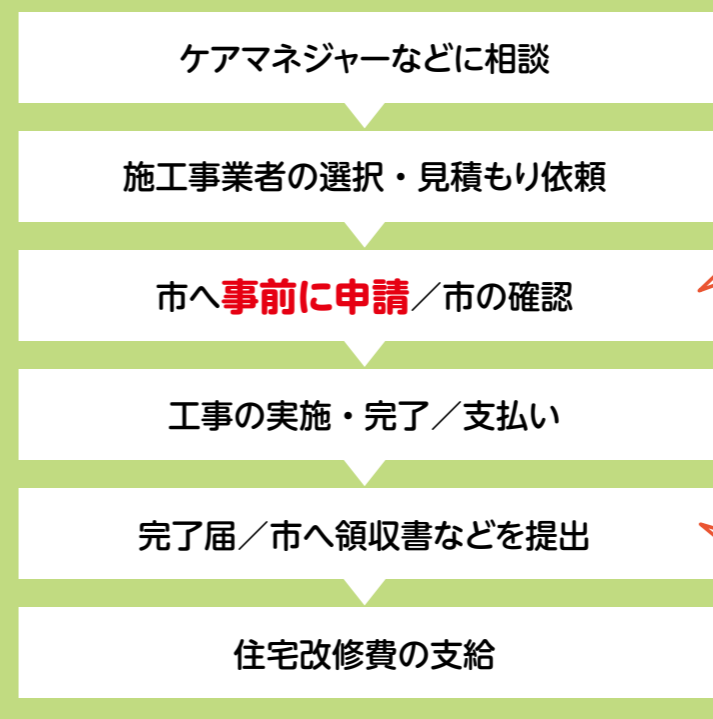
※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。



◆利用者負担について

- 20万円を上限に利用者負担の割合分（P.14参照）を除いた金額が支給されます。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

利用手続きの流れ



申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
 - 工事費見積書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
 - 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します
 - 改修前の状態が確認できる書類
日付入りの写真
 - 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
- ※改修内容や改修場所により、図面等を用意していただく場合があります。

提出に必要な書類

- 住宅改修完了届
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 改修後の状態が確認できる書類
改修後の日付入りの写真



地域でいきいきと暮らし続けるために！



介護や医療、福祉などが連携してサポート(地域包括ケアシステム)

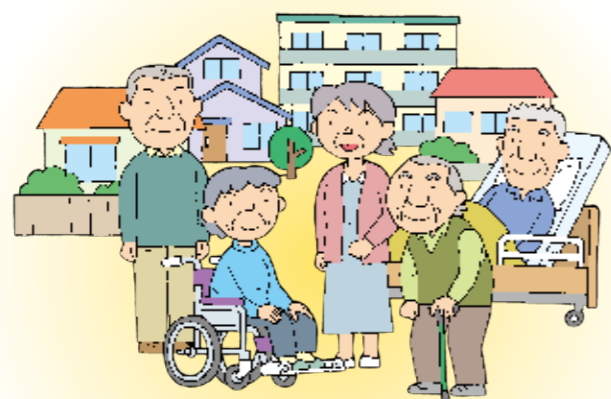
地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、市と地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供していくサポート体制です。

介護

介護が必要になっても在宅を中心に生活できるように、訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、訪問リハビリテーションなどのほか、在宅での暮らしをよりきめ細かくサポートする「地域密着型サービス」を行っています。

医療

在宅でも安心して医療を受けられるように、地域の「かかりつけ医」を中心とした訪問診療や往診を含めた24時間対応の在宅医療をはじめとして、看護師などによる訪問看護、専門医療機関、歯科医師、薬剤師との連携などの医療環境を整備・充実させています。



住まい

自宅のバリアフリー化のための住宅改修支援をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者のニーズに合わせた生活基盤を整備しています。

介護予防

推進しています。

また、ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加に対応するために、さまざまな生活支援サービスや、財産管理など権利擁護の支援を行っています。

生活支援

運動・栄養・^{こく}口腔機能などをテーマにした介護予防教室や、地域住民が主体となって作られた自主的な「通いの場」での体操、茶話会、趣味活動などを通じた介護予防や地域のコミュニティづくりを

地域を支える拠点

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者等の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた相談内容を市とともに把握し、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

こんなことで困ったら…

介護のこと

- 介護保険を利用したいのですが、どうすればいいですか？
- 要支援と認定されたのですが、その後はどうすればいいですか？



健康のこと

- 最近足腰が弱くなり、寝たきりへの不安があります。
- ひとり暮らしで持病もあり、急に具合が悪くなったら…と不安です。



お金や財産管理のこと

- 最近物忘れがひどく、お金の管理に自信がなくなってきました。頼れる身内もいません。
- 振り込め詐欺の被害にあってしまいました。



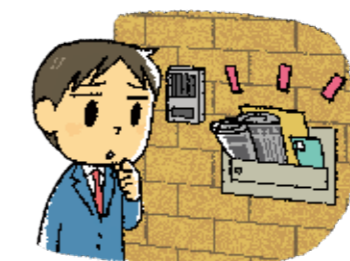
家族のこと

- 母の介護をしていますが、つい声を荒らげてしまいます。
- 離れて住んでいるひとり暮らしの父が心配なのですが、なかなか様子を見に行けません。



近所の高齢者のこと

- 最近顔を見かけなくなった高齢者がいますが、ひとり暮らしなので心配です。
- 近所の高齢者が虐待されているようなのですが、どうしたらいいですか？



地域包括支援センターに行けないときは…

体調が悪かったり、家族の介護で地域包括支援センターへ行けないなどの場合は、地域包括支援センターの職員が訪問することもできますので、お気軽にご連絡ください。



このほかにも、高齢者に関する相談や悩みを受け付けます！

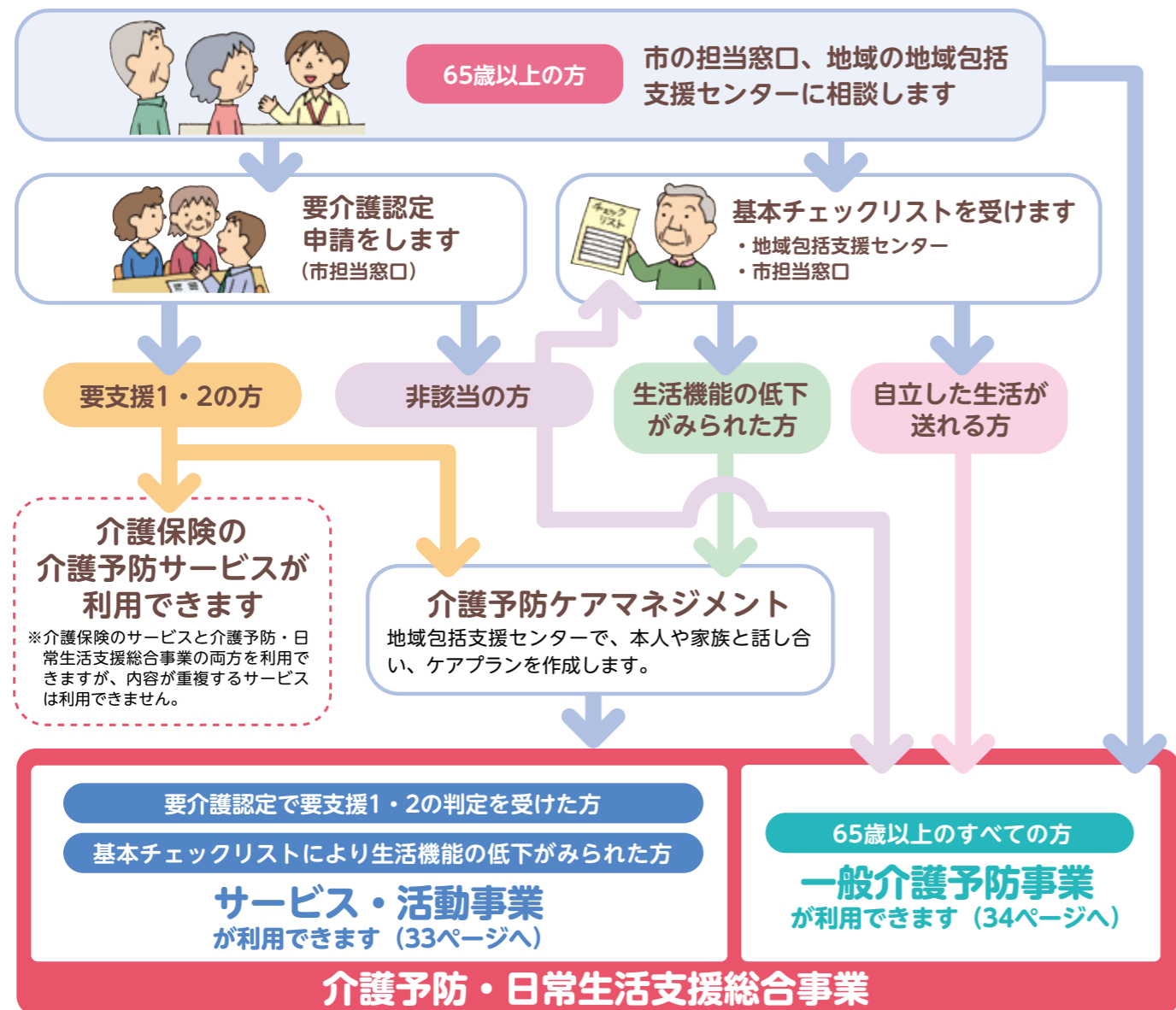


「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用しましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての方を対象とした、市が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。なるべく介護を必要としない暮らしをおくるためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。まずは市の担当窓口またはお住まいの地域包括支援センターにご相談ください。

利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業には、要介護認定を受けた方や、市が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」ではこんなサービスが利用できます

サービス・活動事業



訪問型サービス

類型	従前の介護予防訪問介護相当	厚木市の独自基準	
		訪問型サービス・活動A	訪問型サービス・活動B (森の里地区限定)
内容	・入浴等の身体介護 ・掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援	・掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援	・掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援
	訪問介護員（ヘルパー）等が行う。	シルバー人材センターの会員（市の実施する研修等を修了した方）が行う。	住民の方等支援員が行う。
費用	月ごとの定額制または回数ごと	回数ごと	回数ごと
	サービス費用はお問い合わせください。		

通所型サービス

類型	従前の介護予防通所介護相当	短期集中予防サービス通所型サービス・活動C	厚木市の独自基準
			通所型サービス・活動B (森の里地区限定)
内容	・通所型介護施設等に通い、食事・入浴の介助、機能訓練やレクリエーション等を行う。	・短期間（約3か月）で運動器の機能向上や栄養改善など	・レクリエーションや軽い運動を行う。
	月ごとの定額制または回数ごと サービス費用はお問い合わせください。	無料	回数ごと サービス費用はお問い合わせください。



介護予防普及啓発

65歳以上のすべての方が利用できるサービスです。

【シニアの健康教室（介護予防教室）】

運動や食事に関する講話や筋力アップを目的とした重りを使った体操を行います。

教室の詳細については
市ホームページ等でお知らせします。



【フレイルチェック】

市民サポーターが中心となり、フレイル（加齢により筋力や心身の活力が低下した状態）のチェックを行い、その対策について学びます。

開催日時や開催場所は
広報あつぎや市ホームページでお知らせします。



【出前講座】

保健師が地域に出向き、フレイル予防に関する講話や簡単な体操、認知症予防のコグニサイズなどを行います。



介護予防把握事業

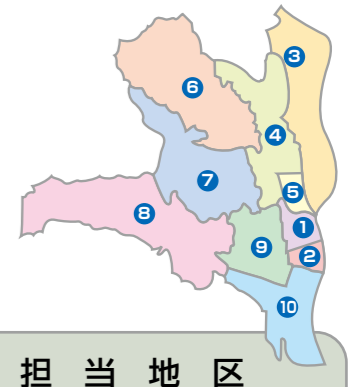
介護予防・健康づくりの推進のために、基本チェックリストを用いてアンケート調査を実施します。



* 地域でも介護予防や社会参加の取り組みをしています。地域包括支援センターにお問い合わせください。

地域包括支援センター一覧

厚木市では市内10地域に地域包括支援センターを設置しています。介護・健康・福祉等のご相談は、お住まいの地域の地域包括支援センターをお気軽にご利用ください。



地域	名称	所在地	電話・FAX （「046」は省略）	担当地区
①厚木北	厚木地域包括支援センター	厚木市中町3丁目18番5号 ソーケン本厚木ビル401号室	TEL.297-2970 FAX.297-2900	松枝、元町、東町、寿町、水引、厚木町、中町、栄町、田村町、吾妻町、厚木の一部
②厚木南	厚木南地域包括支援センター	厚木市旭町2丁目3番13号	TEL.258-6705 FAX.258-6709	幸町、泉町、厚木の一部、旭町、南町、船子の一部※1、温水の一部※2、岡田団地（岡田1丁目8番） ※1 船子601番地、607番地、673番地、726番地、734番地のみ ※2 温水68番地～105番地、127番地～138番地のみ
③依知南	依知地域包括支援センター	厚木市関口831番地1	TEL.246-0108 FAX.265-0128	上依知、猿ヶ島、山際、関口、中依知、下依知、金田、下川入
④睦合西	睦合地域包括支援センター	厚木市三田南2丁目1番1号 山口ビル101号室	TEL.297-7338 FAX.297-7340	棚沢、三田、三田南1丁目～3丁目※3、及川、林、王子1丁目 ※3 三田南1丁目1番～14番を除く
⑤睦合南	睦合南地域包括支援センター	厚木市妻田北4丁目3番8-101号	TEL.294-1380 FAX.294-1381	妻田、妻田北、妻田南、妻田東、妻田西、三田南1丁目の一部※4 ※4 三田南1丁目1番～14番のみ
⑥荻野	荻野地域包括支援センター	厚木市鳶尾2丁目25番10号	TEL.241-5780 FAX.242-6188	上荻野、まつかげ台、みはる野、中荻野、下荻野、鳶尾
⑦小鮎丘・緑ヶ丘	小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター	厚木市緑ヶ丘2丁目2番12号 グリーンヒルズ1階	TEL.204-8181 FAX.204-8138	飯山、飯山南、上古沢、下古沢、宮の里、緑ヶ丘、王子2丁目～3丁目
⑧森の里・玉川	玉川・森の里地域包括支援センター	厚木市小野2240番地1	TEL.250-9091 FAX.247-1266	七沢、小野、岡津古久、森の里
⑨南毛利	南毛利地域包括支援センター	厚木市温水西2丁目27番38号 カーネーションパーク1階	TEL.250-1108 FAX.250-1105	愛名、毛利台、戸室、恩名、温水※5、温水西、長谷 ※5 温水68番地～105番地、127番地～138番地を除く
⑩南相川・南毛利	相川・南毛利南地域包括支援センター	厚木市愛甲東1丁目1番19号	TEL.220-0643 FAX.220-0645	船子※6、岡田※7、酒井、戸田、長沼、下津古久、上落合、愛甲、愛甲東、愛甲西 ※6 船子601番地、607番地、673番地、726番地、734番地を除く ※7 岡田団地（岡田1丁目8番）を除く

厚木市内介護サービス事業所一覧

厚木市内で介護保険法に基づく、サービス提供事業所として指定を受けている事業所の一覧を厚木市ホームページで公開しています。

最新の一覧は
こちらから▶



高齢者福祉サービス

登録制度について

登録することで、「介護保険以外のサービス」を利用することができます。

ひとり暮らし高齢者登録	同一敷地内及び隣接地に、配偶者又は親族（4親等内）の方が居住していない65歳以上の在宅で生活をしている方が登録できます。
ねたきり等高齢者登録	要介護4又は5に認定され、かつその状態になってから6か月以上（80歳以上の方は、3か月以上）在宅で生活をしている方が登録できます。

厚木市の介護保険以外のサービス

サービス名	対象者	サービス内容															
紙おむつ等給付	・ねたきり等高齢者登録者 ・介護保険2号被保険者のうち6か月以上在宅で生活されている要介護4又は5の方 ※実施年度市民税課税または生活保護受給者を除く	月4,000円までは自己負担なし（4,000円超過分は利用者負担）															
家具転倒防止対策事業	・75歳以上のひとり暮らし高齢者登録者の内、実施年度市民税が非課税の方 ・ねたきり等高齢者登録者を含む高齢者（65歳以上）の方のみの世帯	合成樹脂製の家具転倒防止板を設置します。家具と床の間に挟込むことにより家具が前に倒れることを防止します。 ※高齢者登録の決定時期により、事業実施が翌年度以降になる場合があります。															
寝具乾燥消毒サービス	・ねたきり等高齢者登録者	寝具を年1回、丸洗い乾燥します。 ※高齢者登録の決定時期により、事業実施が翌年度以降になる場合があります。															
理髪サービス	・前年度の1月1日現在、厚木市にお住いの年度内に75歳以上のひとり暮らし高齢者登録者、又はねたきり等高齢者登録者	理容・美容助成券を1年度に6枚を一括交付します。（原則、本人へ郵送）															
緊急通報システム	・ひとり暮らし高齢者登録者など	常時注意が必要な疾患（脳血管疾患・心疾患及び呼吸器疾患）などがある方の緊急時の対応のため、固定電話回線を利用した無線発信機等の緊急通報システム機器を貸与します。															
自立支援用具等購入費助成	・75歳以上在宅の高齢者	市内店舗や地域包括支援センターが紹介した業者から購入した助成対象品目（中古は除く）に対して助成します。 (助成対象品目)補聴器、電磁調理器、介護保険に該当しない杖・シルバーカー→ いずれも購入後1年以内に申請してください。 各種目ごとに一人の高齢者について助成期間内において1回助成します。なお、消費税については助成の対象外となり、100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>助成限度額</th> <th>助成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杖</td> <td>1,500円</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>シルバーカー</td> <td>5,000円</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>補聴器</td> <td>20,000円</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>電磁調理器</td> <td>5,000円</td> <td>6年</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	助成限度額	助成期間	杖	1,500円	2年	シルバーカー	5,000円	5年	補聴器	20,000円	5年	電磁調理器	5,000円	6年
対象品目	助成限度額	助成期間															
杖	1,500円	2年															
シルバーカー	5,000円	5年															
補聴器	20,000円	5年															
電磁調理器	5,000円	6年															
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	・前年度の1月1日現在、厚木市にお住いの年度内75歳以上の高齢者、又はねたきり等高齢者登録者	施術費の助成券を1年度に7枚を一括交付します。（医療行為の施術には使用できません。） (原則、本人へ郵送)															

サービス名	対象者	サービス内容
セーフティ住宅支援事業	・介護保険の認定を受けていない75歳以上の高齢者	市内の工務店が行う住宅の段差改修や手すりなどの設置に係る費用を助成します。 ※工事を始める前に必ず申請が必要となります。 ・屋内及び敷地内の手すりの設置 ・屋内の段差の解消 ・和式便器から洋式便器への取替え ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
高齢者緊急一時保護	・市内に住所を有する65歳以上の高齢者（ただし伝染症疾患のある方、他人に危害を加えるおそれのある方を除く）	在宅で高齢者を介護している家族の入院や事故などの特別な事情で、その家庭で日常生活を送ることが困難になった高齢者を緊急的に施設（特別養護老人ホーム等）で一時的に保護します。
認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム	・徘徊等が見られる認知症高齢者や障がい者等	警察等と協力して、徘徊により行方不明となった高齢者の方や若年性認知症の方、障がい者の方の早期発見につなげます。希望により次のサービスが受けられます。 ・位置情報携帯端末機器を貸与します。（有償） ・二次元コードを利用した見守りシール（1人につき耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚）を配布します。（在宅の方のみ）
ねたきり等家族慰労金	・一定の要件を満たす、ねたきり等高齢者登録者の家族	労苦をねぎらうために慰労金を支給します。

高齢者の外出支援

高齢者バス割引乗車券購入費助成又は高齢者タクシー助成のどちらかを選べます。

サービス名	対象者	サービス内容
高齢者バス割引乗車券購入費助成	・前年度の1月1日現在、厚木市にお住いの年度内に70歳以上の方 ・ただし、特別養護老人ホーム入所者等、一部対象外となる場合があります。	神奈川中央交通株式会社が販売する「かなちゃんパス」について、購入費を助成します。 ・1年券（54,000円）、6か月券（28,500円）に対して20,000円助成 ・3か月券（15,000円）に対して10,000円×2回助成
高齢者タクシー助成	・前年度の1月1日現在、厚木市にお住いの年度内に70歳以上の自動車運転免許を持っていない方、又は要介護度が3・4・5の方（40歳以上） ・ただし、特別養護老人ホーム入所者等、一部対象外となる場合があります。	市と協定を締結したタクシーの利用に対し、利用料金の一部を助成します。 @400円×48枚（原則、本人へ郵送）

保養施設等利用助成

サービス名	対象者	サービス内容
シルバーチケット	・前年度の1月1日現在、厚木市にお住いの年度内に65歳以上の方	市内の指定保養施設等（民間施設の入浴、映画鑑賞、公共施設のトレーニング・プール・温浴）を利用する場合に、その費用の一部又は全額を助成するシルバーチケットを交付します。（原則、本人へ郵送）

問合せ先 **厚木市 福祉総合支援課** 電話 **046-225-2220**

介護職人材確保支援事業

市内の介護事業所等で働く方に対し、様々な助成金を用意しています。

助成金の種類	対象	内容	条件
転入奨励助成金	個人	厚木市に引っ越して来た方が、介護福祉士等の資格をお持ちで、市内の介護事業所に就職した場合、奨励助成金を支給するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市に転入 ・厚木市内の指定介護事業所に就職 ・1年以上継続して働く
復職等奨励助成金	個人	介護福祉士等の資格をお持ちで、1年以上介護関係の仕事についていなかった方が、市内の介護事業所に再就職等する際、奨励助成金を支給するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市民 ・厚木市内の指定介護事業所に就職 ・1年以上継続して働く
研修受講料助成金	個人	市内の介護事業所等で働く方が研修を受講した場合、または、研修受講後1年以内に就職した場合に、その費用の一部を助成するものです。なお、対象となるのは、都道府県または都道府県が指定する法人が開催する研修（初任者研修等）です。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市内の指定介護事業所に就職
雇用サポート事業補助金	事業者	市内の介護事業所が実施する介護職等の人材確保や育成支援に係る費用、雇用をつなぎ止めるために実施する様々な施策等に係る費用の一部を補助するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市内の指定介護事業所 ・介護職等の人材確保や育成支援事業、雇用をつなぎ止めるための事業等を実施している

※条件等の詳細や申請方法は、介護福祉課までお問合せください。

問合せ先 **厚木市介護福祉課介護給付係** 電話 **046-225-2240**





厚木市マスコットキャラクター

あゆこぼん

お問い合わせ先

	担当	電話番号	担当業務	窓口場所
介護福祉課	介護給付係	☎046-225-2240	介護保険の給付等に関すること	厚木市役所 本庁舎2階
	介護認定係	☎046-225-2391	介護認定等に関すること	
	介護保険料係	☎046-225-2393	資格の取得・喪失等、介護保険料等に関すること	
地域包括ケア推進課	在宅福祉推進係	☎046-225-2388	サービス・活動事業等、 認知症施策等、 地域包括支援センターに関すること	第2庁舎 5階
福祉総合支援課	福祉サービス係	☎046-225-2220	高齢者福祉サービスに関すること	第2庁舎 1階

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。